

議 事 日 程

平成23年4月28日（木曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第3号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

専第4号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第12号）

専第5号 平成22年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）

専第6号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第35号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

日程第5 同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

（日程追加）

日程第6 議長辞職の件

日程第7 議長の選挙

日程第8 副議長の選挙

日程第9 常任委員会委員の選任の件

日程第10 議会運営委員会委員の選任の件

出席議員（7名）

1番 村 雲 辰 善

2番 桂 川 一 喜

3番 樋 口 春 市

4番 服 田 順 次

5番 今 井 保 都

6番 安 倍 徹

7番 安 江 祐 策

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 安 江 眞 一

教 育 長 安 江 雅 信

参 事 安 江 弘 企

会 計 管 理 者 安 江 誠

総 務 課 長 松 岡 安 幸

村 民 課 長 安 江 清 高

産業建設課長 小 池 毅

教 育 課 長 安 江 良 弘

国保診療所
事 務 局 長 安 江 宏

企 画 係 長 河 田 孝

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 今 井 修 輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成23年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから専第6号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの4件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成23年4月28日提出、東白川村長。

記といたしまして、1. 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について（別紙）。2. 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第12号）（別紙）。3. 平成22年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）（別紙）。4. 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）（別紙）。

次から個別になりますけれども、それぞれ担当課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

専第3号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成23年3月31日、東白川村長。

1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

条文を朗読させていただきます。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に、同条第3項中「13万円」を「14万円」に、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附則、（施行期日）第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）第2条 この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

この改正ですけれども、国民健康保険法施行例の一部改正に伴うもので、保険税の賦課限度額の引き上げでございます。医療一般分の保険税の限度額が年額50万円から51万円に、それから後期高齢分の限度額が13万円から14万円、それから介護納付金分につきましては10万円から12万円に引き上げるということで、全体では73万円が限度額であったものが、平成23年度から77万円に引き上げるものでございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、専第4号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第12号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,385万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正) 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成23年3月31日、東白川村長。

次の2ページからの第1表の朗読は省略させていただきます、5ページをお願いしたいと思います。

5ページの第2表 繰越明許費補正、3款の民生費、1項社会福祉費、住民福祉費一般で30万円でございます。これは収入印紙等購買基金の繰越金でございます。3月の議会で、この予算と条例ともお認めをいただきましたけれども、その基金の条例で、4月1日から施行するということになっていましたので、この予算を繰り越して執行するものでございます。

次に、6ページの第3表 地方債補正。このいずれも変更でございまして、起債の方法から償還の方法までにつきましては変更はございません。限度額の変更のみでございます。

初めに、過疎対策事業債につきましては、変更前が6,910万円から変更後が6,840万円と、70万円の減でございしますが、これは中山間地域総合整備事業の負担金の確定による減でございます。

それから下の段の一般公共事業債、420万円から440万円ということで20万円の増額でございしますが、これは、陰地の急傾斜地崩壊対策事業の県への負担金、これも事業費の確定による記載の変更の部分であります。

続きまして、8ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます、10ページの2の歳入からお願いします。

11款1項11目の災害復旧費分担金、補正額は6万円でございます。大沢の奥新田林道災害復旧工事分担金でございます。

13款2項2目の総務費国庫補助金、補正額が186万3,000円。地域活性化の光をそそぐ交付金の追加の部分でございます。予算では813万7,000円でしたが、186万3,000円追加で交付になりましたので、ここが1,000万円になります。図書室の改修部分に係る交付金でございます。

8目の土木費国庫補助金、補正額が6万8,000円の減額でございます。木造耐震診断補助金でございまして、当初では4軒見ていましたけれども、1軒延びてございましたので、3軒分を減額するものでございます。

14款2項3目の民生費県補助金、補正額が20万円。ぬくもり灯油券の購入助成費用の方へ県の振興補助金の交付決定がございまして、その全額の20万円でございます。

6目の農林水産業費県補助金、6万1,000円の減額でございます。経営体育成交付金とありますが、これはトマト農家の経営拡大を行います事業についての補助金でございまして、事業費の確定により減額するものでございます。

7目の商工費県補助金、補正額が147万9,000円減額。緊急雇用創出事業の補助金でございます。事業費確定による減額でございます。

8目土木費県補助金57万4,000円の減額でございます。国庫補助金にもありましたけれども、木造住宅の耐震補助金3万4,000円、3軒分の減でございます。それから、建築物耐震改修補助金54万円減額でございます。当初は1軒分を見ておりましたけれども、改修はございませんでしたので、

減額するものでございます。

10目の教育費県補助金10万円の減額。県振興補助金で、高校生の通学支援による県の追加補助金の交付決定が来ましたので、10万円を減額するものです。

それから次のページに行きまして、2目の総務費県委託金、補正額が8万6,000円の減額。7月11日の参議院選挙の委託金でございますが、額の決定による減額でございます。

15款1項1目の財産貸付収入、補正額が6万7,000円の減額。土地の貸付料でございますが、保育園裏の駐車場につきまして商業開発へ貸している部分が、駐車台数が15台から7台に減少というような契約になりましたので、その分を減額するものでございます。

16款1項2目の指定寄附金、補正額が25万5,000円。初めに、総務費指定寄附金。ふるさと思いやり基金への指定寄附金に、大明神の楯様から20万円、匿名で5,000円、合わせて20万5,000円でございます。民生費指定寄附金では、社会福祉施設整備指定寄附金で、西洞の河田さんから5万円をいただいております。

続きまして、12ページの17款2項4目の老人保健特別会計繰入金、補正額が750万円。特別会計の廃止によりまして、これの残額の一般会計への繰り入れの部分でございます。

18款1項1目繰越金、補正額が1,142万7,000円の減額でございます。前年度繰越金でございます。

19款4項4目の雑入、補正額が172万5,000円。これは、昨年の6月と7月に雷の被害がありまして、CATVの保険金が142万5,000円、それから中濃拠点協議会の方から、秋フェスタの事業につきまして30万円、補助金の交付決定がありましたので、それを収入に上げるものでございます。

20款1項6目の農林水産業債、補正額が70万円の減額。これは過疎対策事業債で、中山間地域の総合整備事業の事業費の確定による過疎債の減でございます。

8目土木債、補正額が20万円。陰地の急傾斜地崩壊対策費用の県の負担金の確定による一般公共事業債の追加の補正でございます。

続きまして14ページへ行っていただきまして、今度は歳出でございます。

3. 歳出。2款1項1目一般管理費、補正額が20万5,000円。総務一般管理費で、ふるさと思いやり基金積立金。これは、先ほども歳入にありました寄附金、大明神の楯さんと匿名の5,000円、20万5,000円をこの基金に積み立てるものでございます。

5目の財産管理費、補正額がゼロということで、物件管理費のところでは土地の貸付料による財源の補正でございます。

6目の企画費、補正額ゼロでございます。住民生活に光をそそぐ交付金事業の国庫交付金の増額によります財源補正でございます。

10目の地域情報化事業費、これも補正額ゼロで、CATV維持管理費で、保険金の収入によります財源補正でございます。

2款4項2目参議院議員選挙費、補正額、これもゼロでございます。選挙委託金の確定によります財源補正でございます。

3款1項3目保健福祉費、補正額が58万円。保健福祉費一般で、社会福祉施設整備基金積立金が

5万円でございます。これも収入で、西洞の河田さんから5万円をいただきましたので、それを基金に積み立てるものでございます。

その下のぬくもり灯油券の助成事業、ここが補正額ゼロでございますが、県の振興補助金の確定による、ここも財源補正でございます。

そして、次の15ページへ行っていただきまして、障害者自立支援事業53万円の補正でございます。これは、21年度の精算返還金でございます。

6款1項3目の農業振興費、補正額が35万7,000円減額。経営体育成交付金事業10万1,000円減額でございます。トマト農家の経営拡大に対します補助金で、事業確定による減額でございます。次に、秋フェスタ開催費、ここにおきまして補正額ゼロで、中濃拠点の方から交付金をいただきましたので、財源補正でございます。新規就農支援事業4万5,000円減額で、事業費の不必要による不要額の減額でございます。

その次に、農業振興費各種補助金21万1,000円、ここにつきましては、イノシシの電気さくの補助金が11万円、それから大豆の地産地消の補助金10万1,000円の減額。それぞれ事業費の確定による減額の部分でございます。

7目の農地費127万円の減額でございます。

次のページに行ってくださいと、上の方に中山間地域総合整備事業負担金、これも県の負担金確定による減額でございます。

中川原水辺公園管理費におきましては、17万円の減額でございます。修繕料で、テレビの修繕を行いました。これの不用額を減額するものでございます。

7款1項2目の地域づくり推進費、補正額が147万8,000円の減額でございます。緊急雇用創出事業で、山林の整備加速化事業委託料で、村有林の下刈りとか間伐とかを行っていただきましたが、事業の確定による減額でございます。

8款1項1目の土木総務費、補正額が97万5,000円の減額。土木総務費一般では97万5,000円で、木造耐震診断の診断委託料が13万5,000円の減額。それから、負担金のところにあります木造住宅耐震改修補助金が84万円、1件分でございますが、減額でございます。

17ページへ行きまして、8款2項1目の道路橋梁維持費、補正額が33万2,000円の追加。県道改良等の負担金でございますが、事業の確定による追加の部分でございます。

8款4項1目河川砂防費、補正額がゼロでございます。それは、陰地の急傾斜地崩壊対策事業におきまして、一般公共事業債が確定しまして、それによる財源補正でございます。

10款1項2目の事務局費、高校生通学支援事業、それからその下の地域活性化対策支援事業、これはいずれも高校生の自宅から通学者への事業でございますが、県の振興補助金の確定によります財源補正でございます。

続きまして、18ページの10款3項1目の学校管理費、補正額が19万5,000円。中学校施設営繕費で、ここにおきましては、中学校に合併する浄化槽のエア管の修繕でございます。

11款1項2目の林業用施設災害復旧費、補正額がゼロでございます。ここにおきましては、奥新

田林道災害復旧の分担金が収入になったということで、ここも財源補正でございます。

11款2項1目の道路橋梁災害復旧費、補正額が9,000円。土砂排出等の機械の借り上げ料が9,000円不足しておりましたので、補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

専第5号 平成22年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成22年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ780万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成23年3月31日、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正から4ページの事項別明細書を省略しまして、5ページを説明いたします。

歳入ですが、5款1項1目の繰越金、補正額750万円。前年度繰越金です。

それから歳出の方が、1款1項1目一般管理費750万円、これは一般会計への繰出金です。

老人保健特別会計につきましては、平成22年度末で会計を閉鎖するというので、残った金額をすべて一般会計に繰り出しして、残高をゼロにするための補正でございます。

以上です。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

専第6号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,808万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成23年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から4ページの事項別明細書までの朗読を省略し、5ページの2. 歳入から説明を申し上げます。8款1項1目、補正予算10万円。説明欄によります、診療所施設整備指定寄附金で、西洞の河田様、平の中丸様からそれぞれ5万円ずつの寄附をいただいたものでございます。

3. 歳出。3 款 1 項 1 目基金積立金、補正額10万円。25節積立金で、説明欄で、基金積立金、医療設備等整備基金積立金10万円を積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから専第6号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、専第6号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの4件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第35号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第35号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,747万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年4月28日提出、東白川村長。

2 ページの第 1 表の朗読を省略させていただきまして、5 ページの事項別明細書の 1 の総括も省略させていただきまして、6 ページからお願いいたします。

2. 歳入。14 款 2 項 6 目農林水産業費県補助金、補正額 61 万 6,000 円。これは、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金でございまして、五加茶生産組合の生葉受け入れ、それから生産管理システム導入によります県の補助金の分でございます。

18 款 1 項 1 目繰越金、補正額が 1,962 万 8,000 円。前年度繰越金でございます。

19 款 4 項 4 目の雑入、補正額 23 万 3,000 円。消防団員退職報償金でございます。消防団員が 1 人追加で退団いたしまして、それに係る部分でございます。

次に、7 ページの 3. 歳出。1 款 1 項 1 目議会費、補正額が 1,088 万 7,000 円。議会運営費の中の議員共済会負担金でございます。これは、議員年金制度がこの 6 月で廃止になります。それによりまして負担率に変更されますので、その部分を今回補正をお願いするものでございます。なお、この額につきましては通告税で通知をされる予定でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額が 21 万円。総務一般管理費で、役所の前にございます南無阿弥陀仏のところの杉の伐採、それからその横の桜の手入れの費用でございます。

6 目の企画費 40 万 4,000 円。日本で最も美しい村推進事業でございます。その美しい村の審査が、当初は 8 月下旬ごろと言われておりましたが、7 月中旬に行われることになりました。それによりまして早目に事業を展開していかなくてはならなくなりましたので、美しいスポットのマップを作製したいと思っております。A3 の両面で 1,000 枚ほどを予定しておりますし、修繕料では、白川茶発祥の地の五加の上の方に看板がありますけれども、下から見るとそんなには痛んでおるようには見えませんが、上へ行ってみますと大分朽ちておりまして、修繕が必要になっておりますので、それを修繕したいと思いますので、その費用でございます。それからその看板の用地の借り上げ料でございます。

次に、7 目の交通安全対策費 7 万 4,000 円。防犯灯設置工事でございます。宮代集落から要望がありまして、防犯灯を 1 基設置する予定でございます。

10 目の地域情報化事業費、補正額が 12 万 6,000 円。CATV 維持管理費でございます。これは備品の修繕料ということでございますが、無停電装置が故障しておりまして、その修繕を行うものでございます。

6 款 1 項 3 目農業振興費、補正額が 580 万 6,000 円。飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業の補助金でございます。五加茶生産組合のシステム導入の補助金でございます。県が 4 分の 1、村 4 分の 1 を納めまして、総額 2 部の 1 を助成するものでございます。

それから茶業振興対策事業 400 万円でございます。防霜施設整備補助金でございます。当初予算は 300 万円で見えておりました。防霜ファンとかスプリンクラーなど 15 基程度を予定しておりましたが、大変な申し込みがありまして、20 基分追加をするものでございます。

それから新規就農支援事業 57 万 4,000 円でございます。大名神の桂川公幸さんがあすなろ農業塾長に認定されまして、新規就農を行う条件がだんだん、研修生を受け入れるようそろってきました。

それで今回、そういう新規就農者が見えたら、その方への研修機関への助成42万円。それから家賃の補助金ということで、清流荘を入れるようになれば、その2分の1相当を助成して、研修生を育成し、村内での農業の定着を図ればというような事業でございます。

それから9ページに行きまして、6款2項2目の林業振興費、補正額が200万円でございます。森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、ここで今回林道崩土除去事業補助金を上げさせていただきました。平成22年度までは、この交付金事業の中で林道の崩土除去を行っていましたが、この23年度より、この事業の改正がございまして、崩土除去がこの交付金では使えなくなりました。それで、村単で6団地へ助成して、林道の崩土除去を行ってもらいたいというものでございます。

7款1項2目の地域づくり推進費、補正額が20万円。イベント支援事業の補助金でございます。5月3日のつちのこフェスタのチケットでございますが、これに東日本大震災の義援金分をつけさせていただきました。それ相当分を実行委員会へ助成するものでございますが、イベントに参加される皆さんにこの開催の意義とかをよく理解していただいて、盛り上げていただきたいというものでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額が26万1,000円でございます。消防総務費で、消防団員退職報償金26万1,000円でございます。退職者が1名ふえたために増額するものでございます。

それから2目消防施設費50万9,000円。防災センター管理費でございます。排水口の修繕工事ということで、この鮎ヶ瀬会館のちょうど裏側になるわけですが、排水路が破損しておりまして、U字溝の下を水が通っておりまして、U字溝のそばで陥没をしております。それで地盤もちょっと沈下しているような状況になっておりまして、この排水施設の修繕工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

説明資料の9ページの7款商工費のイベント支援についてちょっと御質問したいんですが、先ほど申されたように、趣旨として災害の義援金ということについては非常に素晴らしいことですが、こういう義援金については、このたびいろんな形で、さまざまな方、さまざまな村内で義援金等が行われているわけですが、これは金額の大小よりも、気持ちをどうあらわしていくかというような形が、特にこういう小さい東白川村ですと、金額は、集めてみたところでどうしても少額になりがちですので、逆に意味としての義援金、気持ちとしての義援金というものをもっと大切にしないといけないかと思っているところで、実は今回のこのチケットの中に200円相当の義援金という綱目があります。これはだれがだれに対する義援金の気持ちなのかということを考えたときに、チケットの購入者の気持ちが本来義援金として災害地へ行かなきゃいけないところで、これを前倒

しの形で、実際にこれだけのお金を義援金で集めるんやけど、それが実行委員会の費用が減るからそのまま全額分を補助する形で今回の補正が行われているであろうということは推測ができるわけですが、そうすると、じゃあ義援金を出した人は、自分の懐から義援金が東北へ向かっているんだと思ってチケットを購入していただいているのに、公の場で、こういう形で義援金があるまま同額が素直に払われていくということになりますと、実は自分たちが払って東北を支援しているんだと思っていた人の気持ちは、実は自分たちの気持ちではなくて、村全体、村民全体の、いわば参加者だけではなくて2,500人がみんな均等に払っているお金がそっちに払われているんだということになっていって、逆に言うと、村民全員が一部負担しながら義援金を出しているのに、その人たちは払ったことになっていなくて、参加者だけが払っているというような形でこの義援金が消費されていくような気がするんですが、こういうことに関するお考えはどういうふうにまとめられたかちょっと伺います。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（安江眞一君）

これは、イベントを行うについて、皆さんに東北のことを気にしてイベントへ参加していただくということで、チケットに200円の義援金をつけております。ですが、義援金の単価は変わりませんので、それだけサービスが目減りするわけでございます。ですから、その目減りした分を実行委員会で補てんをしていただくということでございますので、今まで出しております補助金にプラスしてもう20万円足して差し上げるということで、実行委員会として、当然この20万円は一応全部売れて、全部義援金の箱に入れていただいたときの話でございますが、赤字になる可能性があるから前もって20万円を補助金として出しておくというものでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、総務課長から、森林整備地域活動支援交付金事業で200万の、従来はやれたけど、今回からは林道崩土除去はできなくなったということで説明をいただきました。私はこういう国の事業が変わったということは、まだ23年度に入って1ヵ月しかたっていないのに、こういう方針が変わって、まだ当初予算にこういう事業で載せないということは、やっぱりこれはいかんじゃないかと思えますし、私は今、団地の役員をやっておりますけれども、その役員会に出席したところ、もう既にこの予算ができて、もうこういうふうにやりますよという役員会の報告を聞いたわけですが、その時点で、この200万がどこから来るのかな、どういうふうになるのかなとちょっと頭をよぎっておりましたら、今度の議会にこういう予算が上がってきましたけれども、議会も経営者じゃないけれども、そういうことも予算に上がるけれども、議会の議決は、まだ臨時会で通ってからという

ことで、もう少し説明があるとよかったかなと思うんですけども、単刀直入にこういう予算書が団地のところで、私も2ヵ所やっていますけれども、出ましたもので、ちょっと不審に思いましたので、それは森林組合は窓口でやっておると思いますけれども、ちょっとその辺、上手に対処してもらいたいというふうに思うわけでございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

この交付金事業につきましては、3月議会が終わりまして、3月の二十何日だったかと思いますけれども、森林組合の方へ、団地のここがこういうふうになってくるということがわかりましたので、3月22日か4日か、そのくらいだったと思いますが、団地の役員に集まっていただきました。それで、今度林道崩土除去ができなくなるということを御説明しまして、新年度からどうしようということを相談いたしまして、村の方では、この交付金ができる前は、村で大体年間200万ぐらいずつの予算で崩土除去を行っておりました。それが交付金事業を活用したために、村からは一銭も払わずに皆さんの方でやっていただけましたので、今回対象外になったということで、そうすればまた、村の方でそれ相当分を見て林道を守っていただかなくてはならないかなあということで、3月に一応相談しまして、それから4月になって新しく森林づくり委員会を開いて方向を決められたと思うんですけども、その時点でこういうふうに決めさせていただきましたので、流れ的には、前回の3月議会が終わってから皆さんに相談して、そういう方向に決めてきたという状況でございますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

今、総務課長の説明で、それぞれ各6団地の役員の人が集まってそういう結果になったということですけど、これ森林組合も含めて、その役員の方から村の方へ要望があったのか、村の方から以前の崩土除去に対して金額を払っていたので、こういうふうにするという形なのか、どちらなんですか。それだけ確認したい。

○議長（服田順次君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

両方で相談して決めたというか、実は、この200万ばかりでは事業できんというような声がございました。それで、林道、例えば大沢の方へ行きますと、林道は1本だけですし、団地によって大変な林道を抱えておるところがございますので、もっともっと予算が、やるんだったら必要というような御意見もございまして、今回は森林組合と団地の皆さんと美濃加茂へ行って、こういう案でど

うでしょうかという御相談で、一応こういうふうに決めてきたというような状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

方向性を定めていくのは結構なことだとは思いますが。私たちも森林整理にとってはこの崩土事業は確かに大事な事業でありますので、推進していかなければならないと思いますけれども、私ども議会を通る前に、こういった資料もできて、すべてがもうよしというふうになったような中で、先ほども申しましたように、議会は後からそういうものを承認だけすればいいのかなという不信感を持ったので、ちょっと質問したようなわけで、これから森林組合の方、そういう事業を私たちも一生懸命やらなければならんと思いますので、計画は計画として、通ってからの正式な説明をもう少ししていただくとありがたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第5、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成23年4月28日提出、東白川村長。

記、氏名、安江正彦。生年月日、昭和19年5月1日生まれ。住所、加茂郡東白川村神土5025番地。
この東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、補足説明をいたします。

安江正彦氏は、平成19年5月10日から監査委員を務められ、この5月9日に4年間の任期満了となりますが、安江正彦氏は、経験、見識ともに十分な方で、引き続き監査委員をお願いしたいと思いますので、議会の同意を得たいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時40分から行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、この後教育長がここから退席しますけれども、よろしくお願い申し上げます。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（安江祐策君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、服田順次君から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（安江祐策君）

追加日程第6、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、服田順次君の除斥を求めます。

〔議長 服田順次君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

辞職願。

このたび東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。平成23年4月28日、東白川村議会議長 服田順次。東白川村議会副議長 安江祐策様。以上です。

○副議長（安江祐策君）

お諮りします。服田順次君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。服田順次君の議長の辞職を許可することに決定しました。

服田順次君の除斥を解除します。

〔4番 服田順次君 入場・着席〕

服田順次君に議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことを決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（安江祐策君）

追加日程第7、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

村雲辰善君及び桂川一喜君、開票の立会をお願いします。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、安江祐策6票、今井保都1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票でございます。したがって、私、安江祐策が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（安江祐策君）

それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまはそれぞれ議員の皆様方から御推挙いただき、議長職を拝命いたしました。

何分にも微力でございますけれども、議員の皆様方初め、村長さんを初め、また職員・幹部の皆様方の御協力なしでは議会運営、また村政運営もできていきません。

本日の議会の冒頭に、東日本大震災のことが前議長からもありましたけれども、日本国は今大変

な危機に陥っていると思います。そんなふうで本村においてもそうした影響がかなり見受けられています。「がんばろう、日本」を合い言葉に、こうした事態を国民一人ひとり、また本村村民の皆様方が勇気を持って立ち向かっていかなければならないと思います。特に原発事故に関して、非常に大変な事態を起こしておりますけれども、エネルギー、つまり経済をとるか、国民一人ひとりの生活の水準を今まで以下に下げていくかということも、これから審議されていかなければならないと思いますが、とにかく東白川村におきましても、新年度を1ヵ月過ぎましたけれども、これからまた皆さん方とともに、そして村長さんが提案されます、特にこの人口対策について、行政、また議会、そして特に村民の皆様方からそうしたお知恵をいただきながら、我々議会が行政にどんどん声を申し上げていきたいと思います。

そんなふうで、これから1年間、議員の皆様初め多くの皆様方から協力をいただかなければできないと思います。どうか1年間よろしく願いしたいと思います。簡単でございますけれども、議長就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、前議長よりごあいさつをいただきます。

○4番（服田順次君）

退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成22年度、改選後の最初の年度の議長ということで、大役を仰せつかりまして、皆さん方にはそれぞれ頼りのない議長であったと思います。

また、この間、村の方におきましては、総務課長が闘病というようなことで非常に厳しい人材の中で、1年間をやらさせていただきました。

安江村長を初め幹部職員の皆さん方、また議員各位にはそれぞれの立場で御助言やら御指導をいただきまして、何とかこの1年を務めさせていただきました。本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げまして、簡単ではありますが、退任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。ただいま私が議長就任を受諾した時点で、副議長の身分が消滅しました。副議長が欠けましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行うことを決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（安江祐策君）

追加日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。

樋口春市君及び服田順次君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、今井保都君6票、安倍徹君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。したがって、今井保都君が副議長に当選されました。

本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新副議長にごあいさつをいただきます。

○新副議長（今井保都君）

それでは、ただいまは副議長に御推挙していただき、身に余る光栄と存じます。本当にありがとうございます。

もとより浅学非才の私ではありますが、安江村長さんを初め行政の皆様、そして議員の皆様方の御指導・御鞭撻をいただき、議長を補佐して、東白川村の活性のために精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（安江祐策君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第9として常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

◎常任委員会委員の選任の件

○議長（安江祐策君）

追加日程第9、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

なお、常任委員会については、当議会は総務常任委員会の1委員会となっており、全議員が総務常任委員会の委員となります。

お諮りいたします。総務常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 村雲辰善議員から、7番 安江祐策議員までの全員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室にて総務常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により正・副委員長との互選を行っていただきます。互選に当たっては議会運営委員会を考慮に入れてください。また、議会報の編集委員も決めてください。

それでは、暫時休憩とします。

午前11時07分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長との互選結果及び議会報編集委員の選任結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

総務常任委員会委員長、同副委員長との互選の結果並びに議会報編集委員の選任結果を報告いたし

ます。

総務常任委員長に、安倍徹議員、総務常任副委員長に、服田順次議員。議会報編集委員は、今井保都副議長、村雲辰善議員、桂川一喜議員、樋口春市議員。なお、議会報編集委員長には、慣例により今井保都副議長が就任されます。

以上で報告を終わります。

○議長（安江祐策君）

以上のとおり、総務常任委員会の正・副委員長及び議会報編集委員が決定しましたので、報告します。

また、総務常任委員長には総務民教担当として、総務常任副委員長には産業建設担当としてそれぞれ担当いただきますので、よろしくお願いします。

お諮りします。常任委員会の再編に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（安江祐策君）

追加日程第10、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員会委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、4番 服田順次議員、5番 今井保都議員、6番 安倍徹議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、服田順次君、今井保都君、安倍徹君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。なお、議長は法第105条の規定に基づき委員会に出席します。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（安江祐策君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（今井修輔君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に服田順次議員、同副委員長に安倍徹議員、以上のとおりです。

○議長（安江祐策君）

以上のとおり、議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成23年第1回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時17分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員